

令和4年第12回(6月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和4年6月1日(水)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第42号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第43号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第44号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第45号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第46号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第47号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
 - 議案第48号 第26回参議院議員通常選挙執行における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
 - 議案第49号 第26回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - 議案第50号 第26回参議院議員通常選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について
 - 議案第51号 第26回参議院議員通常選挙における在外選挙人が国内において行う不在者投票の事務を取り扱う場所について
 - 議案第52号 第26回参議院通常選における期日前投票所を設ける場所について
 - 議案第53号 第26回参議院通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を設ける場所について
 - 議案第54号 第26回参議院通常選挙における期日前投票所の開設日の指定及び閉鎖時刻の変更について
 - 議案第55号 第26回参議院議員通常選挙における期日前投票の順序について
 - 議案第56号 第26回参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を設ける場所について
 - 議案第57号 第26回参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について
 - 議案第58号 第26回参議院議員通常選挙における投票の順序について
 - 議案第59号 第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
 - 議案第60号 第26回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

- 議案第 61 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第 62 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票を行う場所及び日時について
- 議案第 63 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
- 議案第 64 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票所の参観人の数について
- 議案第 65 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票の順序について
- 議案第 66 号 第 26 回参議院議員通常選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について
- 議案第 67 号 第 26 回参議院議員通常選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

4 協議事項

- 協議 1 第 26 回参議院議員通常選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について
- 協議 2 第 26 回参議院議員通常選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票会場の秩序維持の依頼について
- 協議 3 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民への周知について
- 協議 4 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について
- 協議 5 第 26 回参議院議員通常選挙における開票計画について
- 協議 6 第 26 回参議院議員通常選挙における臨時啓発の実施について
- 協議 7 第 26 回参議院議員通常選挙における選挙公報の配布について
- 協議 8 第 26 回参議院議員通常選挙における外部立会人の候補者の選定等について

5 報告事項

- 報告 1 令和 4 年度第 2 回書記会議の開催について
- 報告 2 令和 4 年第 3 回（6 月）上越市議会定例会の審議日程について
- 報告 3 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 3 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「伝えたい 届け私の 大事な一票」 三和中学校 2 年 古市 彩乃 さん

議案第 42 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 5 月 28 日 から 令和 4 年 5 月 31 日 の間の	死亡者数 A	16	5	21
	転出者数 B	7	5	12
	職権消除者数 C	2	0	2
抹消者数 (A+B+C) D		25	10	35

議案第 43 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 4 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 4 年 3 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,453	81,241	158,694
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	475	390	865
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	641	543	1,184
今回定時登録における新規登録者数 F	62	55	117
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,349	81,143	158,492

議案第 44 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 4 年 6 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	158,492 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,170 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,416 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	52,831 人

(6 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 45 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 4 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 3 月 1 日 から 令和 4 年 5 月 31 日 までの間の	死亡者数 A	327 (0)	326 (0)	653 (0)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	315 (3)	220 (3)	535 (6)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	2 (0)	0 (0)	2 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	644 (3)	546 (3)	1,190 (6)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 46 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 4 年 6 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 4 年 3 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,584 (131)	81,653 (412)	159,237 (543)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	644 (3)	546 (3)	1,190 (6)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	543 (6)	447 (2)	990 (8)
令和 4 年 6 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	77,483 (134)	81,554 (411)	159,037 (545)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 47 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 4 年 6 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 投票資格者名簿登録者数 | 159,037 人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数 | 3,181 人 |
| 3 | 投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数 | 39,760 人 |

(6 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 48 号 第 26 回参議院議員通常選挙執行における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

第 26 回参議院議員通常選挙執行における公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和 4 年 6 月 11 日（土）から令和 4 年 7 月 10 日（日）まで

※ 6 月 13 日（月）から入場券作成作業開始

（6 月 10 日告示予定）

議案第 49 号 第 26 回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

1 ポスター掲示場の設置場所

別紙 1 のとおり（1,019 か所）

（設置完了後直ちに告示予定）

議案第 50 号 第 26 回参議院議員通常選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

1 不在者投票の事務を取り扱う場所

別紙 2 のとおり

（6 月 21 日告示予定）

議案第 51 号 第 26 回参議院議員通常選挙における在外選挙人が国内において行う不在者投票の事務を取り扱う場所について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 の規定による在外選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票の事務を取り扱う場所について、次のとおり定める。

- 1 在外選挙人が行う不在者投票の事務を取り扱う場所
上越市市民プラザ不在者投票記載場所

(6 月 21 日告示予定)

議案第 52 号 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所を設ける場所について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所
別紙 3 のとおり

(6 月 22 日告示予定)

議案第 53 号 第 26 回参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を設ける場所について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定による在外選挙人名簿に登録されている選挙人の期日前投票所を設ける場所について、次のとおり定める。

- 1 在外選挙人の期日前投票所
上越市市民プラザ期日前投票所

(6 月 22 日告示予定)

議案第 54 号 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 39 条及び第 40 条第 1 項の規定による期日前投票所の開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所
別紙 4 のとおり

(6 月 22 日告示予定)

議案第 55 号 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票の順序について

第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票の順序を次のとおり定める。

- 1 投票の順序
① 新潟県選出議員選挙 ② 比例代表選出議員選挙 の順とする。

(6 月 22 日告示予定)

議案第 56 号 第 26 回参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所
別紙 5 のとおり

(6 月 22 日告示予定)

議案第 57 号 第 26 回参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

第 26 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

1 閉じる時刻を繰り上げる投票所

別紙 6 のとおり

(6 月 22 日告示予定)

議案第 58 号 第 26 回参議院議員通常選挙における投票の順序について

第 26 回参議院議員通常選挙における投票の順序を次のとおり定める。

1 投票の順序

① 新潟県選出議員選挙 ② 比例代表選出議員選挙 の順とする。

(6 月 22 日告示予定)

議案第 59 号 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定による選任のための委嘱手続きを行う。

議案第 60 号 第 26 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

第 26 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年法律第 89 号）第 24 条第 1 項の規定による選任のための委嘱手続きを行う。

議案第 61 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について

第 26 回参議院議員通常選挙における上越市開票区の開票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により次のとおり選任する。

1 新潟県選出議員選挙

開票管理者	上越市南高田町	池田 明
同職務代理者	上越市春日山町 3 丁目	西山 耕一

2 比例代表選出議員選挙

開票管理者	上越市柿崎区三ツ屋浜	小関 信夫
同職務代理者	上越市本町 4 丁目	熊田 和子

(6 月 22 日告示予定)

議案第 62 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票を行う場所及び日時について

第 26 回参議院議員通常選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 63 条及び第 64 条の規定により、上越市開票区の開票場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票を行う場所及び日時

場 所	上越市下門前 446 番地 2 リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム
日 時	令和 4 年 7 月 10 日（日）午後 9 時

(6 月 22 日告示予定)

議案第 63 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

第 26 回参議院議員通常選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により、上越市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- 1 新潟県選出議員選挙の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和 4 年 7 月 7 日（木）午後 5 時 30 分
- 2 比例代表選出議員選挙の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和 4 年 7 月 7 日（木）午後 5 時 30 分

(6 月 22 日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、開票立会人が 3 人に満たない場合は、選挙管理委員会委員から選任する。

議案第 64 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票所の参観人の数について

第 26 回参議院議員通常選挙における上越市開票区の開票の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

- 1 開票の参観人の数
先着順 250 人以内

(6 月 22 日告示予定)

議案第 65 号 第 26 回参議院議員通常選挙における開票の順序について

第 26 回参議院議員通常選挙における上越市開票区の開票の順序を次のとおり定める。

1 開票の順序

- ① 新潟県選出議員選挙 ② 比例代表選出議員選挙 は同時に開始する。

(6 月 22 日告示予定)

議案第 66 号 第 26 回参議院議員通常選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時について

第 26 回参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 候補者の氏名等掲示の掲載順序のくじを行う場所及び日時

場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和 4 年 6 月 22 日（水）午後 5 時 30 分

(6 月 22 日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 67 号 第 26 回参議院議員通常選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

第 26 回参議院議員通常選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(6 月 22 日告示予定)

協議1 第26回参議院議員通常選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について

第26回参議院議員通常選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所、開票会場及び市役所庁舎が停電しないよう次のとおり電力会社へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和4年6月7日（火）
- 2 要 請 先 東北電力（株）上越営業所及び糸魚川営業所

協議2 第26回参議院議員通常選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票会場の秩序維持の依頼について

第26回参議院議員通常選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び開票会場の秩序維持を次のとおり管内警察署へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和4年6月7日（火）
- 2 要 請 先 上越警察署及び妙高警察署

協議 3 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民への周知について

第 26 回参議院議員通常選挙における投票所のうち、直近の選挙から投票所が変更となる関係住民に対し、次のとおり変更内容を周知するとともに、投票参加を呼び掛けてよいか協議する。

1 対象

投票区		投票所		関係行政区
		今回（参院選）	前回（知事選）	
合併前の 上越市	第 31	高志小学校	高志こども園	藤巻、木田新田、藤新田、木田
合併前の 上越市	第 47	有田小学校	直江津東中学校	東小猿屋、中小猿屋、西小猿屋、三田、三田新田、三ツ橋新田、三ツ橋、田園、安江、安江公営住宅、上源入
頸城区	第 7	大蒲生田公民館	玄僧公民館	大蒲生田、玄僧

協議 4 第 26 回参議院議員通常選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

第 26 回参議院議員通常選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を別紙 7 のとおり取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

協議 5 第 26 回参議院議員通常選挙における開票計画について

第 26 回参議院議員通常選挙における開票について、次のとおり計画し関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 開票日程（計画）
開票開始 午後 9 時（前回 午後 9 時）
開票終了
新潟県選出議員選挙 午後 11 時 30 分（前回 午後 11 時 20 分）
比例代表選出議員選挙 翌日午前 1 時 30 分（前回 翌日午前 1 時 45 分）
- 2 会場配置 別紙 8 のとおり
- 3 報道発表等に関する基本的事項 別紙 9 のとおり
- 4 その他 開票計画等の詳細は、次回以降の会議で協議

協議 6 第 26 回参議院議員通常選挙における臨時啓発の実施について

第 26 回参議院議員通常選挙における啓発活動を、上越市明るい選挙推進協議会と合同で別紙 10 のとおり計画してよいか協議する。

協議 7 第 26 回参議院議員通常選挙における選挙公報の配布について

第 26 回参議院議員通常選挙における選挙公報について、次のとおり配布してよいか協議する。

- 1 配布部数 約 77,000 部
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ 1 部配布
- 3 配布期限 令和 4 年 7 月 8 日（金）
※ 6 月 26 日（日） 県から到着後、同日中に運送業者が仕分け作業
6 月 27 日（月）、28 日（火） 運送業者が各町内会に配送
- 4 依頼文書 別紙 11 のとおり

協議 8 第 26 回参議院議員通常選挙における外部立会人の候補者の選定等について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 10 項の規定に基づき、指定病院等の施設における不在者投票をより公正に行うため、施設等からの求めに応じて選挙管理委員会が任命する外部立会人について、次のとおり事務を進めていることを報告する。

1 候補者選定

選挙啓発活動に取り組む「上越市明るい選挙推進協議会」の会員（選挙管理委員を除く）から適任者を選定する。

2 外部立会人の任命・派遣

施設等からの求めがあった場合に外部立会人を任命し、立会いを依頼する。

※いずれの候補者も都合がつかない場合は、選挙管理委員会書記を派遣

報告 1 令和 4 年度第 2 回書記会議について

第 26 回参議院議員通常選挙の一連の事務を公正かつ適正に実施するため、次のとおり書面会議による関係事務の内容確認等を実施することを報告する。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1 日 時 | 令和 4 年 6 月 7 日（火） |
| 2 方 法 | 資料配布による書面会議 |
| 3 対 象 者 | 13 区総合事務所次長、併任書記及び事務局職員 |
| 4 内 容 | 第 26 回参議院議員通常選挙にかかる基本的事務等の確認・周知 |

報告 2 令和 4 年第 3 回（6 月）上越市議会定例会の審議日程について

本定例会の審議日程について、次のとおり報告する。

1 審議日程

別紙 12 のとおり

2 諸般の報告（法令等に基づく報告）

繰越明許費繰越計算書（抜粋）について 別紙 13 のとおり